

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

「ねんきん特別便」を受け取ったことを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和45年4月から46年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和45年4月からA市の税務会計事務所に勤め始めたが、同事務所は厚生年金適用事業所ではなかったため、事業主から国民年金の加入手続をするように指導されていた。

当時、私はA市に居住していたが、住所は実家であるC町（現在は、B市）にあったので、実家の母が、昭和45年中にC町役場で加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと思う。

一緒に納付していた母が納付済みであるのに私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人及びその同居家族の保険料を納付したとする申立人の母も国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、母と同居していた申立人の兄の妻も申立期間は納付済みであることから、申立人の母の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間当時に勤務していた税務会計事務所から「国民年金の加入は自分で行うように。」と指導を受けていたとしているところ、申立人より1年程度遅く当該税務会計事務所に入社した元同僚は、「入社後、事業主から国民年金に加入するよう言われ、自身で加入手続を行い、保険料を納

付した。」と証言しているなど、申立内容には信^{びょう}憑性が認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から昭和46年8月31日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことを考慮すると、納付意識の高い申立人の母が申立期間の保険料を過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月及び同年12月

長男が年金記録問題に関心があり、数年前から家族全員の納付記録を社会保険事務所(当時)から毎年もらっており、2か月の未納期間があることは分かっていた。

「ねんきん特別便」が送付されたことを契機として、私の国民年金納付記録を確認したところ、納付が確認できないとの回答であった。免除期間が長くあるものの申立期間の2か月だけ保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、国民年金受付処理簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年9月30日に払い出されていることが確認できることから、この時点では申立期間の保険料は現年度納付が可能である。

さらに、社会保険事務所(当時)の記録から、申立人は特例納付期間内の昭和50年7月28日にそれまで法定免除期間とされていた40年7月から41年3月までの保険料を追納した上、49年7月から50年3月までの保険料を過年度納付すると共に、同年12月25日には45年4月から46年3月までの保険料を特例納付していることが確認できるなど、納付意識の高さもうかがえることを考慮すると、この時点で特例納付が可能であった申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

平成19年に妻が亡くなり年金の手続を行った際に、自分自身の国民年金の保険料納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和49年夏ごろ、国民年金への加入を知人に勧められ、父親がA市役所B出張所(当時)において加入手続を行ってくれた。送られてきた納付書で保険料を納付してきた。52年10月の婚姻以降は、自営業のため、妻の分と二人分の保険料を私が金融機関に納付しており、昭和53年度の保険料も同様に納付したはずなのに、妻の分が納付済みであるのに、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとするその妻は申立期間を含む国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、同居の両親も国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立期間当時における申立人家族の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所(当時)及びA市役所作成の記録から、申立期間の直前である昭和53年1月から同年3月までの保険料が同年8月に過年度納付されているとともに、申立期間の直後の保険料が定額納付されていることが確認できることを考慮すると、この時点で現年度納付が可能であった申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日を昭和18年4月1日、資格喪失日を23年7月31日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年4月から19年5月までは20円、同年6月から21年11月までは30円、同年12月から22年5月までは450円、同年6月から23年6月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から23年7月31日まで
年金記録問題が話題となっていたことから、社会保険事務所に厚生年金保険加入記録の照会をしたところ、A社B事業所での被保険者期間が無かった。
私は、昭和18年4月にA社B事業所に入社した。C担当として勤務中、A社B事業所D学校及びA社B事業所E養成所にも在籍していた。
このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する健康保険組合員名簿から、申立人が昭和18年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年7月31日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格取得日は確認できないものの、申立人が、同社が保管する健康保険組合員名簿に記載されている厚生年金保険記号番号と同一の番号で同資格を取得し、昭和23年7月31日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社が保管する健康保険組合員名簿に記載されている厚生年金保険の記号番号と同一の番号の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人がA社B事業所において昭和18年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年7月31日に同資格を喪失していることが確認できるほか、申立人が勤務した

記憶が無いとしている別の事業所における同資格の取得及び喪失の記録が確認できる。

加えて、オンライン記録によれば、上記被保険者台帳に記載されているすべての被保険者記録は、申立人と生年月日の異なる別人の基礎年金番号に統合された記録として現在管理されていることが確認できることから、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は、別人の記録に統合されていることが推認できる。

これらを総合的に判断すると、A社B事業所は、申立人の申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を社会保険事務所に対し行ったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和18年4月から19年5月までは20円、同年6月から21年11月までは30円、同年12月から22年5月までは450円、同年6月から23年6月までは600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成9年7月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月30日から同年7月1日まで
社会保険事務所(当時)に年金の請求申請に行った際、厚生年金保険の加入記録について相違があるのに気づいた。

平成9年1月1日から同年6月30日までA社から関連会社のB社へ出向し、同年7月1日からB社へ移籍となったが、この間、一日の空白もなく勤務していた。平成9年6月の厚生年金保険料の事業主負担分は、B社が負担してA社へ支払っているとのことであった。

厚生年金保険料の被保険者負担分も給料から控除されていると思うので、調査をして申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する退職者一覧表及び平成9年6月分の給与支給明細書から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(平成9年7月1日に同社から関連会社であるB社に移籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、C健康保険組合D支部による健康保険資格喪失証明書により、申立人が平成9年7月1日に健康保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同支部は、「申立期間当時、社会保険事務所及び当健康保険組合への健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の用紙は、複写式のものを使用していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成9年7月1日に申立

人のA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成9年6月分の給与支給明細書における厚生年金保険料の控除額から、38万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成4年2月1日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成3年9月は28万円、同年10月から4年1月までは34万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月30日から4年2月1日まで

社会保険事務所(当時)から、同時期に勤務した同僚の年金記録(標準報酬月額又は資格喪失日)の一部が第三者委員会における調査審議結果によって訂正されたとの連絡を受け、私も社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中も保険料は給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成3年9月30日となっているが、申立人が記憶していた複数の同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間当時、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が平成4年4月30日付けで3年10月31日にさかのぼって行われているとともに、同日付けで申立人を含む20人について厚生年金保険被保険者資格の喪失の処理が3年9月30日にさかのぼって行われたことが確認できる。

なお、オンライン記録から、A社において平成3年6月以前に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ、申立人と同様に、同資格を喪失した旨の

処理が平成4年4月30日付けで3年9月30日にさかのぼって行われていることが確認できる被保険者15人は、いずれも3年10月の標準報酬月額の時決定が取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする処理や被保険者資格を喪失させる処理をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらず、申立人がA社において平成3年9月30日に被保険者資格を喪失したとする記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を、申立人が申立期間以後に継続して勤務し、かつ、同社と事実上同一の会社であるB社における資格取得日と同日の4年2月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンラインの記録から、平成3年9月は28万円、同年10月から4年1月までは34万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成4年2月1日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成3年9月は28万円に、同年10月から4年1月までは36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月30日から4年2月1日まで

社会保険事務所(当時)から、同時期に勤務した同僚の年金記録(標準報酬月額又は資格喪失日)の一部が第三者委員会における調査審議結果によって訂正されたとの連絡を受け、私も社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことがわかった。

申立期間中も保険料は給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成3年9月30日となっているが、申立人が記憶していた複数の同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間当時、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が平成4年4月30日付けで3年10月31日にさかのぼって行われているとともに、同日付けで申立人を含む20人について厚生年金保険被保険者資格の喪失の処理が3年9月30日にさかのぼって行われたことが確認できる。

なお、オンライン記録から、A社において平成3年6月以前に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ、申立人と同様に、同資格を喪失した旨の処

理が平成4年4月30日付けで3年9月30日にさかのぼって行われていることが確認できる被保険者15人は、いずれも3年10月の標準報酬月額の時決定が取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような厚生年金保険適用事業所ではなくなったとする処理や被保険者資格を喪失させる処理をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらず、申立人がA社において平成3年9月30日に被保険者資格を喪失したとする記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を、申立人が申立期間以後に継続して勤務し、かつ、同社と事実上同一の会社であるB社における資格取得日と同日の4年2月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンラインの記録から、平成3年9月は28万円、同年10月から4年1月までは36万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和39年9月は2万円、同年10月から同年12月までは2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月5日から40年1月1日まで

「ねんきん特別便」を受け取り、記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間は、B市にある本社からC市D地区に設置された工場の起業のために長期出張した期間である。

昭和35年4月8日から平成9年1月24日までの間は、A社の正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社C事業所から提出された申立人に係る在職期間証明書及び同社の回答書から判断すると、申立人が申立期間において同社本社に在籍したままC市に長期出張していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人及びその同僚のA社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、昭和39年9月は2万円、同年10月から同年12月までは2万6,000円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を平成元年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から同年9月1日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中は、A社B支店に勤務しており、平成元年9月1日に同社C支店に転勤した。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、雇用保険の加入記録及び健康保険組合の回答書から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（平成元年9月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における平成元年7月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が

無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月から 26 年 3 月まで

「ねんきん特別便」を見て、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A事業所に勤務した申立期間の加入記録が無かったので、期間照会をしたが加入記録が無いとの回答を受けた。

同じ時期と一緒に勤務した兄及び同僚の厚生年金保険の加入記録があるのに自分の加入記録が無いことは疑問なので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の同僚のうち、昭和 20 年 11 月から同事業所で勤務していたと証言し、オンライン記録により 23 年 10 月 30 日から 26 年 3 月 1 日まで同事業所において厚生年金保険加入記録が確認できる同僚は、「昭和 20 年 11 月から、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった 26 年 3 月 1 日までの期間、申立人と一緒に勤務し、申立人は自分が入社した時期には既に勤務していた。」と証言しており、他の同僚 4 人も申立人と一緒に勤務していたと証言していることから、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同僚の証言から、申立期間における A 事業所の従業員数は 15 人から 20 人であることが推認できるところ、社会保険事務所（当時）の記録から確認できる申立期間における厚生年金保険被保険者数は 7 人から 17 人であることから判断すると、同事業所においては、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

また、A事業所は既に廃業し、事業主及び同事業所の幹部職員であった申立人の兄も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から23年3月31日まで

「ねんきん特別便」が届き、記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は学校を出てから昭和18年4月1日にA社へ入社し、B従業員として23年3月末まで勤めた。

仕事はC作業であり、一緒に働いていた同僚も複数覚えている。

ほかの同僚たちに厚生年金保険の加入記録があつて、私一人だけに記録が無いのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社の社会保険加入手続を担当していた事務員は、「現場従業員の中には保険料を給与から控除しないでほしいという従業員もいた。そういう従業員の社会保険の加入手続はしなかった。」と証言しており、申立人も、「労働条件は、私の父親と当時の社長が話し合つて決めたようで、どのような条件で採用されたのか分からない。」としていることから、申立期間当時における厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、申立期間において申立人と同じ作業をしていたとする同僚二人についても、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載は無く、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社においては、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 55 年 1 月 10 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録の照会をしたところ、申立期間について、A社における被保険者記録が確認できなかった。

昭和 54 年 5 月ごろにA社へ入社し、55 年 3 月まで勤務した。仕事内容はB自治体C区D地区にあったE社の社員寮での仕事であった。実際に勤務していたにもかかわらず、その期間の一部のみしか被保険者記録が確認できないのは納得できない。

再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る戸籍の附票から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 9 月 28 日ごろからA社に勤務し、E社の社員寮において住み込みで業務に従事していたことが推認できる。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社が加入していたF健康保険組合（現在は、G健康保険組合）の加入記録から、申立人はいずれも昭和 55 年 1 月 10 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、これらの記録は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

また、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる 16 人の同僚に対して同社における入社日について照会を行ったところ、このうち 5 人について、入社日の 1 か月から 24 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社においては、必ずしもすべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことが

うかがえ、申立人についても、採用後しばらくの間は厚生年金保険へ加入させない取扱いが行われたものと考えられる。

さらに、A社の後継事業所であるH社の社会保険関係業務を受託しているI社は、「申立人に係る厚生年金保険料の控除等について、当時の資料を保管していないため不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月から 24 年まで

2～3年前から自分自身の年金記録に疑問を持っていたので、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）C製作所D研究室に勤務していた申立期間について厚生年金保険加入記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間当時、会社の寮から毎日通勤し、研究をしていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C製作所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に照会したところ、申立人が申立期間の一部について、当該事業所に勤務していたことが推認できるものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、B社は、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等の状況について、「申立期間当時の人事記録及び社会保険台帳が保管されていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。」と回答している上、健康保険組合も、「申立人の申立期間当時の資料が保管されていないため、申立期間における申立人の記録を確認することができない。」と回答している。

さらに、A社C製作所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無い上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳においても、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険加入記録を確認することができない。

加えて、申立人が名前を記憶する同僚についても厚生年金保険被保険者台帳において、A社C製作所における厚生年金保険加入記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 38 年 5 月まで

60 歳の時に社会保険事務所（当時）で年金の裁定請求をしたところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いと言われた。今回、「ねんきん特別便」が来たので申立期間について申立てを行った。

申立期間は正社員としてA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時の社長夫妻、工場長及び同僚の氏名を記憶している上、社員旅行の写真を保管していることから、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が氏名を挙げている同僚は、申立人を記憶しておらず、申立人がA社の寮で同室だったとする同僚も、申立人を記憶していない上、事業主の連絡先も不明であることから、申立人の勤務期間を特定することはできない。

また、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により、給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶は無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
② 昭和 46 年 4 月 30 日から 47 年 4 月 1 日まで

A機関から郵送された「B共済ねんきん特別便」の内容を確認したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者となっていないことが判明した。

申立期間①及び②については、C養成所に通学しながら、D事業所に助手として勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていたことを記憶しているので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、D事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、当時の事業主は亡くなっており、書類は廃棄していることから不明と回答していることから、申立期間当時における厚生年金保険料の控除の状況について、確認することができない。

また、同僚の教員二人は、「厚生年金保険加入対象者は正教職員のみで、助手は加入させていなかった。」と証言しており、申立人の1年先輩の教員は、「昭和 42 年 4 月から助手として勤務し、44 年 9 月に教員となり、E業務の担当になった。」と証言しているところ、事実、オンライン記録から、当該教員は、D事業所で教員となった 44 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①当時、助手として同事業所に勤務していた申立人は、厚生年金保険の加入対象者として取り扱われていなかったものと考えられる。

2 申立期間②について、D事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を昭和46年4月30日に喪失し、健康保険被保険者証を同年5月1日に返納していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間②においても助手としてD事業所に勤務していたとしているところ、昭和46年4月から助手として同事業所に勤務していた申立人の1年後輩の教員は、同事業所における勤務期間について、厚生年金保険の加入記録を確認することができないことから、申立期間②当時、助手として同事業所に勤務していた申立人は、厚生年金保険の加入対象者として取り扱われていなかったものと考えられる。

3 上記のほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。